墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３１年３月１９日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第２号

墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

墨田区立学校設置条例（昭和３９年墨田区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区立吾嬬立花中学校の項中「東京都墨田区立花四丁目３０番１８号」を「東京都墨田区立花五丁目４８番２号」に改める。

付　則

この条例は、平成３１年９月１日から施行する。